

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勸告年月) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
コスタリカ	コスタリカ大学日本語習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の交換公文	コスタリカ大学日本語習機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	45,600千円 H26.7.31まで	H23.3.23 サンホセ (同日)	日本側 並木芳治 コスタリカ大使 在コスタ リカ大使 側 レネ・カス トロ外務・宗務大臣	H23.4.4 135号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。